

後水尾天皇宸翰

(京都市赤塚政藏氏所藏)

水

石

山

史林

第參卷 第壹號

大正七年一月一日發行

(通卷第九號)

研 究

文藝復興期の儒風 (上)

文學博士 三浦周行

緒 言

余輩が是迄専門家の手に成つた儒學史を見て慊ならず思ふのは學說や其系統などの記述に詳しい代りに、それ等の學者を生んだ時代や境遇の一般に閑却されて居るといふことである。本問題についても亦同様の感を懷く。余輩思ふに諸家の學說なるものは其純理的なると應用的なるとを問はず、

直接間接に時代や境遇の影響を受けぬものは少からう。特に儒學の如き支那傳來の茫漠たる哲理を取扱ふものにあつては學者各自の見識の外、是等の外的事情に依つて其學說を享受し運用する傾向即ち儒風を異にするは極めて有勝の事である。若し此方面の考察をさし措いて、單に學說のみを羅列した丈では史的研究として完璧を望むことが出

來まい。余輩が今本問題を取扱ふ趣意も畢竟從來
 専門家に依つて閉却された部分を多少なりとも開
 拓して見たいからである。

併しながら余輩が此小編を綴るに至つた直接の
 動機は大正六年十一月十日我京都帝國大學に 行
 幸あらせられた際に、赤塚雲庵、朝山意味庵兩人
 の進講事蹟に關する史料を陳列して御説明申し上げ
 たことにあるので、當日はもとより短時間の爲め
 極めて簡單に止めたものゝ、多少調査したものも
 あるから、こゝに此等を中心として考證したい。
 只此兩人の學者に關する記述が稍詳細に亘るであ
 らうが其點は讀者の諒察を仰ぎたいのである。

皇室の御好學

今更いふ迄もなく江戸時代の平和を齎らすと共
 に、すべての學問藝術が頓に活氣を呈し來つたこ
 とは著しい現象であつて、これを我國に於ける文
 藝復興期といふは誣言でない。さて斯る時期を生

み出したについてはそれ／＼相當の原因があり理
 由のあることではあるが、今主として儒學につい
 ていふと、是迄の觀察では、此時期の初に現れた
 藤原惺窩が宋學を提唱して近世の文教を間拓した
 大儒であつて、彼れが佛門を脱して儒者となつた
 如く、是時を以て我國の儒學も、僧徒の手から
 離れて儒者の手に移り、林羅山を始め多くの俊傑
 が其門から輩出して宋學全盛の時代を現出したと
 説く。これには固とより一面の眞理はあるけれど
 も、如何にして斯る大儒を生むに至つたかは時代
 の考察に俟たなければならぬ。

室町時代の文教が殆ど五山の僧徒の手に歸した
 のは戰亂の屢起つて社會一般に學問の振はなかつ
 た時代に一つは幕府諸大名の保護と一つは彼等の
 支那に渡り、然らざるもみづから修養に力めた結
 果に外ならぬ。然るに此時代の中世から社會の秩
 序彌が上にも亂れて因襲の力が弱くなり階級制度

を始めあらゆる獨占的特權の次第に撤去されるに從つて、文教の如きも亦僧侶の手から俗人に移るの趨勢となつた。それには彼等自身の文教の普及に對する努力の効果を認めぬ譯には行かぬ。特に此頃から海内統一の曙光がほのみえるやうになつて來たと共に、文藝復興の機運も亦漸く動きをめ、公武、士庶、僧俗を通じて滔々として好學の風をなしたのである。今余輩は割合に能く知られたそれらの全班に亘つた記述を避けて先づ當時の皇室を中心とした公家側の觀察を試み様と思ふ。

是迄信せられて居るところに據ると、公家側は最も保守的空氣に覆はれて居つて、明經道の儒臣は其代表的なものであつた。彼等は當に自家が守舊的の頭で漢唐の古註を墨守したばかりでなく、民間學者の程朱の新註を講ずるをさへ妨げやうと試みたと傳へられる。そは兎に角、公家側は名譽の源泉であつて、古來學問に關する制度の設もあ

り、又これに親しむべき必要を感じ、便宜を有することは概して民間以上にあつたのであるから、それが文藝復興期に對する態度の如何は或意味に於て其成敗を卜すべき一種のパラメーターであつたと謂つてよからう。余輩は此着眼點から幸に從來未だ世に出でたことのない記録を見る機會をも得たから、それらの史料をも參考して、少しく此間の消息を窺ふこととする。

文藝復興期は略後楊成天皇の御晩年から後水尾、明正、後光明、後西院、靈元の五朝に亘つて居るが、就中後水尾天皇は八十五歳の御高齡を保たせられ、後の四朝は皇子、皇女の御事とて、其御治世の間は何くれとなく御世話に相成つて居るから恐れ乍ら公家側の中心人物と申上げて差支なからう。御父帝後楊成天皇にも元和三年八月崩御の際中院通村が其日記に御歳四十七、可悲可惜 和漢御才、爲四海爲公私、如火滅と書いて居る通り、

特の外の御好學であらせられた。慶長日件録慶長十二年十一月廿四日の條に、天皇が當日舟橋秀賢の除服參内を促し給うて、御咳氣をも厭はせられず三皇五帝の系譜について長時間の御下問があつたので、秀賢は史記や通鑑の文を以て奏上したのに、天皇は黒戸の御座所に御新調の御書棚より其御書籍を御取出しに成つて叡覽遊ばされたと見わる。彼銅鑄字印の慶長勅板の如きは徳川家康の協賛に待たれた事が多かつたにもせよ叡慮より出でた事もとより申す迄もなく、學問の普及上特筆大書すべき事である。後水尾天皇にも亦父帝に似給うて御學問にいそませられ、御書物の趣味は殊の外に深かつたやに拜せられるが、別けても御讓位の後は官庫の御曝涼の折には、大抵御幸があり(時庸卿記寛永廿年六月十一日、十二日、十三日の條)禁裏(明正天皇)の御書籍を官庫に移されたり仙洞の御文庫の官本を官庫に收められたりする度毎に親しく御指圖遊ばされ、御幸のあつた事も見ゆる。(時庸卿記寛永二十年二月十日、十八日、二十日の條)又官庫に納めらるべき御本の蒐集謄寫校合さては記録の抜書などを始終御近臣に御申附になつて居る。寛永十七年十月十六日右衛門督平松時庸に向つて御本の皇朝類苑に落丁があるから取替へて進上致せとの仰せがあつたから、卿は參内して御取替へ申上げた事が卿の日記に見えて其漢籍を御愛重遊ばされた事も窺はれる。當時仙洞に於ては和歌會の外、詩會、聯句會をも屢御催に相成り、聯句會には五山の長老等も御召に成つたのである。後光明天皇の御好尚も父帝に享け給ふことが少からぬかと拜せらる。承應三年九月天皇崩御の後御座所の御書籍の御始末の事、御遺物として御本の御下賜の事が宣順卿記に記されて居るのを見て天皇御好書の御事蹟を想ひ奉るも涙の種である。

寛文三年正月、時の法皇後水尾院が新に御踐祚
あらせられた靈元天皇の御爲めに諸卿に仰出され
た御覺書は中院通茂卿の樗記(同年二月二日の條)
に見えて當時の帝王學の綱領とも申上ぐべきもの
であるから、其全文を左に收めやう。

覺

- 一 第一御行跡 不輕々、被守古風、可除藥今樣事、 御心持 敬神深ク、仁怒深ク、無御
- 一 御學問御心ニ入被勸候樣之智計可爲肝要事、
- 一 假初ニモ御身上御相應之御遊興可申行事、
- 一 於被聞召可被移御心無用之雜談 或鳥獸蕃養之類、專瓶之樣之事、惣或躑躅樗等之當時可爲御學問之妨事 被申上間敷事、
- 一 世間之事、於河原珍敷傀儡放家狂言等之沙汰
- 於聞召者、有御覺度可被思召事、被申上間敷事、
- 一 於御前下樣之野卑ナル事被申間敷事、

- 一 不依善惡、御前取沙汰停止之事、
- 一 如何樣之遺恨雖有之、於宮中及口論者、不論
- 理非、左右方共可爲重罪事、
- 一 男女之間之御法度堅可被相守事、

寛文三年正月廿九日

これを拜讀するに、法皇が如何に天皇の御學問に
ついて御軫念あらせられつゝあつたかを窺ひ奉る
ことが出來やう。

斯様に親しく模範を御示しになると共に臣下を
ば絶えず御督勵になつた。元和三年六月二日に天
皇は公卿の有職、學問、歌道、神樂、郢曲、管絃
能書等の事を仰出だされた。これは後水尾天皇の
御在位の事であるが、其後も明正天皇の寛永十五
年五月に諸奉行稽古の事を仰出だされ、後光明天
皇の正保元年十月に學藝九課を定められて公卿に
各其二課を學習せしめられ、又靈元天皇の延寶四
年四月に近臣をして神書、歌書、經書、詩文書、

歷代書、外に手跡、音樂、蹴鞠の諸藝中各其志に従つていそしませられた。是等はもとよりそれぞれ歴朝の叡慮に出でたではあらうけれども中には天皇御幼冲の時など、仙洞(後水尾院)の旨に依つたものもあらうかと存する。

皇室の御學風

然らば當年の皇室の御學風は如何であつたか。此問題に向つては從來學者の間にすら頗る誤つた觀測が行はれて居るかと思ふ。由來因襲に重きを置かるゝ皇室の御事であるから、新學の入り難いやうに思ふは一應聞わて居る。前の御覺書にも被守古風、可被除棄今様事と仰せられて居るが、それは天皇の御行跡の御事で、御學問に至つてはそれとは正反對に却て新進の學説をも喜ばせられたと信すべき理由がある。

彼濂洛の學説に傾倒した玄惠法印から新註の進講を聞召されたのは後醍醐天皇であらせられたこ

とは周知の事實である。其後の朱子學が獨り五山の僧侶に依つて尊奉されたとするは稍偏した見方と謂はねばならぬ。建内記嘉吉元年四月十五日の條に晦翁集三十冊賣本被召置禁裏、代價八百匹、自長橋局到來、送清大外記許了、被請取遣局了、後日本人了淳請取、外史見送之、加一見、返遣了と見わて、當時の皇室では朱子文集を御購入になつて、官庫に收められて居るのである。時代は稍下るが、舟橋秀賢朝臣の慶長日件錄慶長八年正月二十二日の條に、午刻參番、先日老父(國賢、時に歲六十)ニ被見下周易本注三冊正義並抄朱熹注本纂注卜筮元龜等返上申者也、予本筮儀並圖曆等令借進了とあるのを見ると、朱子の著書の御物として官庫に藏せらるゝものは明經の世儒たる舟橋家のそれよりもより豊富であらせられたことが知られる。尙ほ中院通村日記元和二年二月十五日の條に、通村が官本の朱子大全や論語集註を拜借

して論語の研究に資したことが見ゆる。此場合舟橋家及び夫から分れた伏原家等とても此大勢から孤立する譯には行かなかつた。彼嘉吉元年朱子文集の御購入には舟橋家の先代業忠（出家して常忠といふ）が御世話申上げて居たやうである。文藝

復興期の両家には舟橋秀賢、伏原賢忠、同宣幸があつて、時々御進講も申上げて居たが、秀賢の如きも慶長日件録を通して見ると、篤學の士であつたと同時に、又進取の氣象に富んで居たことが偲ばれる。例へば其慶長九年閏八月三日の條に、唐人一貫來月歸國之由相語之間、書籍共令目錄可遣之由令約諾畢と見ゆ、漢籍を注文しやうとして居る。彼れは其頃の新智識であつた五山の僧徒と頻りに往來して藏書の貸借をして居たし、彼等の爲めに經書を講じたこともある。而かも帝王の師範たる彼自身も圓光寺元佶が毛詩を講ずると聞いては聽講の爲めに其寺に通ひ、義理少相違之事有之

と評しつゝも怠らず聽聞に出懸けて居る。其熱心は多とすべきであらう。然るに世には彼れが林道春の論語の新註を講ずるを咎めたといふ説が行はれて居る。此説はもと道春の野槌に

初余論語何晏集解、皇侃疏を見て、十七八歳の比よりはじめて朱子集注をよみ、大全をかんがへ、程子遺書、性理大全をもうかひて、朋友のために集注の趣あらく／＼まきかぜたり、時二十一歳也、一二年をへて、深衣をきて講説する事もありき、當時日本にて初めて書をよむには奏聞せぬは罪なり、國法ありなど云人もあり、それを何とも心にかけおもはず、たいよく讀けり、かやうの事とも雕蟲篆刻の童子にかたり侍らなためにとや、

と書いて居るのが起りて、羅山先生年譜や寛政重修諸家譜、先哲叢談等の諸書にそれを秀賢の事として（明良洪範には人名を闕いで居る）家康が之を斥けたとの話をも附加して居る。然るに古來偏く人口に膾炙されて居るにも拘らず、此説の根據は頗る疑はしい。第一始めて書を講ずるに勅許を得るの制で、それに反くものは罰せられるといふこ

どが眞面目に受取れぬ話である。別けても明良洪範に本朝にては古代より漢唐の古注を用ゐて荅家江家を初、其他を唱へず、古注の四書は清家釋案訓點なり。されば程朱の新注を以、論語を講ずる事、開闢已來其例を聞かず、其上地下として經書を釋する事、是又法外なりとの訴ありしといふに至つては事實を誣ふること特に甚しい。古來漢唐の古注を用ゐ來つた清原家も大學、中庸の二書は朱子の新註を採用して居る。秀賢の如きは大に朱子を尊崇して、毎年々首には四聖と共に朱文公の像を懸け、供物をして、烏帽子道服を着けながら其前にて經書を讀誦し禮拜をする事にして居た。慶長日伴錄慶長九年閏八月三日の條には、彼れが愆康の間に答へて新註と古註との優劣を説いた左の趣味ある記事が載つて居る。

冷泉爲滿朝臣山科内藏頭令同途、將軍へ參、新注古注義理相違之處如何有之乎之由御尋也、予答申云、新注義理雖精緻、却而淺、古注其義雖不精、却而得道心處深、將軍叶御心者也、

これに據ると、彼れが新註に與みせぬのは精緻なる研覈の餘に得た確信に基いて居る事であつて、決して因襲に捕はれたものでない。彼れの記す如くは家康も其説に服したのである。且つ新註を以て論語を講ずることも決して道春に始つた譯ではなく、地下の經書を講ずることも、道春以前に其例が多かつた。言繼卿記天正四年二月十二日の條に、立賣上風呂町宗珍の僧庵でイリンと申すものが論語の講釋をしたのを山科言繼卿が両三人の同僚を誘ひ合せて聽聞した記事が見え、老人誰話にも、江村專齋の幼時に、外家の道伯の論語を講ずるのを聽いたが、惺窩の伯父宣首座等も屬其講席に列つたといつて居るではないか。

今一つ解し難いのは羅山先生年譜や寛政重修諸家譜などに秀賢が道春を訴へたとしてある慶長八年から九年にかけて兩人の交驩して居る事實が日伴錄に見ゐることであらう。同書には慶長八年恰

も秀賢が相國寺塔頭慈照院の澤藏主や東福等の僧四五人の發起で論語の講釋を續けて居る折柄二十九日に林又三郎(道春)來談双樽兩種惠之とあるを始めとして、十一月四日には林又三郎書簡遣之とあり、又翌九年正月一日には林又三郎禮ニ來、扇

五本給之、四月二十七日には參番、林又三郎來、菓子折被惠贈之間、即女御殿令進上畢とあるのを見懸ける。これは抑々何を語るであらう。若し果して秀賢から抗議を受けたものとするならば、人情としてお互に睨合の間柄にあるべき筈で、斯様に親密に交際する謂れがなからう。若し又道春から秀賢の感情融和を謀つたものとするならば、彼れ自身それを何共心にかけておはずと言つた手前聊か矛盾を免れぬではないか。何れにしても甚だ受取れぬ話である。道春自身野槌に書いたやうなことは縦ひ多少の形跡があつたにしても、それはもとより没分曉漢の放言に止つたであらう。然る

を後に道春側の人が彼れを揚げんが爲めに秀賢の説に托したもので、野槌に其人の名を著はさぬのはさもあるべきこと、思はれる。清原家の學風を窮むるに於ては斷じて秀賢の行爲と信ずることが出來ぬ。

余輩は先年京都に於ける日蓮宗各本山を廻つて其所藏の史料を採訪したが、當時要法寺から圖らずも王道の大學億なる一書を得た。王道は字を純甫といひ、明の正徳の進士で、仕へて吏部左侍郎に至り其著書は所著義理精當決明當といはれて居る。彼れはもと王陽明の門人でありながら、遂にこれに離れ、又、彼大學之道在明明徳、在親民、在止於至善とある親民を、程子が親當作新といつて、親を新に改め、朱子もこれに従つて居たのに、矢張舊文に據つて親愛之也と説いて居るを始め、程朱の説にも反對して別に獨立の一家をなし、明儒學案にも載つて居る一流の學者であるが、勿論

漢唐の舊説ではなく、矢張朱王の影響を受けて宋明の色彩を帯びて居る。(此邊高瀨狩野兩博士に負ふところが多い、記して謝意を表する。)此書には嘉靖戊戌(十七年即ち我天文七年)の著者の自序があり、同甲辰(二十三年即ち我天文十二年)此書を刻するについて門人鏡樞の跋がある。本文は上下二卷に分れ、釋疑一篇を後に附してあり、最後に次の如き跋文が載つて居る。

清三品吾師也、藏塾於此億、每嘗以爲膏粱、見以爲文繡、樂以爲師友、不許使人視焉矣、曰古今聖經賢傳之辨、判然備此書也、一日弟子辨大學疑問屢及章句、故出此書解其惑、且告曰、晦翁者晦翁也、多學其餘也、至善者易簡也、事理當然者其時也、不可毀、不可譽、惟勵克己之力、開明德之眼、則從事於博文之間、不住法制智術之末、而可免書厨木偶之謗、

況於大學句讀之講哉、彼唯而退、挑韓燈煩筆管、吾見其事、聞其語、強以貸寫、遠貽家孫、憶滿籟之黃金云、

寬文辛丑秋八月望寸長菴赤正隅謹記

寬文辛丑は元年で、赤正隅は下文に説くが如く赤塚正隅菴庵といふ此時代に於ての隠れたる學者であり、寸長菴は其家號である。文中に清三品であるは彼れの經學の師正三位伏原賢忠卿に實に舟橋秀賢朝臣の次男である。これに據ると、少くとも清原家の一たる伏原家では大學億を愛藏し祕藏して俗にいふ玉手箱として居たと見ゆる。賢忠は是歲六十であるから、全く冷靜なる判斷力から此書の義理に敬服しつゝ、あつたものと知られるが、それが公然新註を採用して居た大學であるのは趣味あることではなからうか。此一事を以て觀ても余輩は清原家の學風が決して古註に拘泥して膠柱の譏を受くべきものでなかつたと信ずる。

今一つこれに附加へて考ふべきことは中院通村日記元和二年二月の條に甫竹良庵と申して、もとは秀賢朝臣の門弟であつたけれども、其頃は新註を講じて居たものが、中院家へ參つて論語や大學を新註を以て講じた記事が見えて居る。舟橋家では秀賢は慶長十九年に卒して、當時は秀相（是歳十七）の代であつたが、良庵は相變らず同家へ出入して居ることが其四月五日の條の記事などで窺はれる。舟橋家が其門人の新註を講ずるを悪んで破門するやうの事なかつたのは此一事で知られると共に、益同家の學風の守舊固陋でなかつたことも知られ、斯くてこそ進取の御氣風に富ませらる皇室の御覺ねも目出度かつた譯と存する次第である。

されば皇室に於かせられても強ち舟橋、伏原兩家の侍講に限らるゝことなく、兩家以外の儒者をも時々には御召になつて進講の榮に浴させられた

事實がある。中にも民間の處士の加へられたのは恐多い。惺窩は進講こそしなかつたけれども、其和歌集の末に附録されて居る教訓の書は後楊成天皇の勅旨を奉じて上つたとの説もあり、其子爲景は後水尾、後光明の兩朝に仕へて居たから彼れを通して惺窩の學説を聞召されたこともあらう。四書の新註に和訓を施した南浦文之れも後水尾天皇（行狀には慶長帝即ち後楊成天皇に作る）に新註を進講したとの説があるが確でない（漢學起源）惺窩の弟子で、西京有尺五堂、東武有林羅山と謳はれた松永尺五昌三も其行狀や家譜には後光明天皇に侍講して恩寵を蒙つたと見ゆるけれども、先哲叢談には其門人宇都宮遜庵の書いた本傳や木下順菴の哭詩に斯る一大美事が洩れて居る點を以て疑つて居る。只彼れが寛永十一年に作つた大藏經の拔萃大海一滴一部を後水尾天皇に獻じて叡感に預り皇朝類苑一部を賜はつたのは事實であらう。其

他伊藤東涯や北村篤所の靈元天皇に進講したといふことも文壇の光榮とされては居るけれども、是等の人々の中で、進講事蹟の最も正確なるは朝山意林庵であらう。

後光明天皇は殊の外經學を好ませられ、諸卿の諫を御斥けになつて新註を講せしめられたと傳へられて居る。(之には多少の誇張があるとはいへ)又惺窩が宋學を我國に開いた功を御嘉賞になつて惺窩文集に御製の序文を賜はり惺窩の人格を御稱揚遊ばされ、又惺窩の子爲景を擧げて一旦絶家になつた下冷原家を繼がせられた程であるが、意林庵は佛門から儒學に入つた人で、學問の系統は朝鮮の學者李文長から受けた朱子學である。(余輩の「後光明天皇の御好學と朝山意林庵」には彼れの長講堂長老であつたとの説を疑つて置いたが、其後時庸卿記寛永五年二月二十二日の條に於御靈社長講堂號意林庵講書經との文を見るに及んで其事實な

るを知つたから此機會に訂正して置く)承應二年二月二日に御召を蒙り、小御所に於て拜謁を遂げ御休息所にて中庸を進講したが、其經過や當日の狀況等については進講の翌日彼れが熊本にあつた弟齋助に此光榮を報じて家門の慶を分つた手紙が世に出で、始めて明瞭になつたのである。これに據ると、天皇は兼ねて意林庵の進講を聞召されたい寂慮があらせられて、其前年から前攝政二條康道を以て御内沙汰を傳へさせられたが、それについては慶安四年の事變後浪人の取締の嚴重になつた爲めでもあらうか、頗る慎重の手續を経られ、諸卿への御諮詢もあつた。(宣順卿記)特に文帝後水尾法皇の御同意をも得させ給うたことは注意すべきであらう。當日は康道、光平父子が同伴して參内したが、伏原賢忠卿も彼是と肝煎をした一人であつた。是等の事は余輩が去明治四十五年四月發行の史學雜誌第二拾參編第四號に載せた「後光

明天皇の御好學と朝山意林庵」と題する論文に譲つてこゝには省略することゝする。

然るに是等の難有い御沙汰は一つは學者の御保護と學問の御奨勵との盛意から出で、居ることを忘れてはならぬ。舟橋秀賢は慶長二十年後楊成天皇に大學論語孟子を進講して御威の御詞を賜はり、米二十石を拜領した上に次男鶴光丸に別家御取立の之内勅を拜した。後光明天皇は朝山意林庵の御召に先だつて勅使を差遣され、同人に官祿の望なきやを御尋に相成つて、少しもさる望のなき旨を言上した後、更に法橋法眼などには醫者もなることなればとて、特に公家の入道に准じて道服を着けて參内させられたことは意林庵の書狀に見るが、尙ほ朝山家系圖には承應二年六月意林庵に男子(忠常)出生の事を聞召され、五歳に及ば、近仕させよとの優渥なる御内沙汰があつた趣に見える。民間の一處士に向つて斯くも御寵眷あらせ

られたのは彼下冷泉家の御再興と共に學者御愛護の厚きに感激せねばならぬ。後水尾天皇に進講した赤塚芸庵の事蹟を見るも、亦同様である。余輩は先年事實文編(次編)を閲して、次の文を讀み、始めて此盛事を知つた。

後水尾帝宸翰三大字跋

柴野 邦彦

後水尾天皇宸翰止至善三大字、賜肥前守春原正隅者、正隅藤森
桐官兵部少輔正成子也、別氏赤塚、號芸菴、受學於清三位賢忠
明曆四年二月九日蒙召進講孟子於南内、帝因賜此、使以爲子孫
之學種真跡今見藏赤塚氏、癸丑秋、梅宮桐官肥後守楠經亮
懼其久而或亡失、模勸上木寄示邦彦、謹案、慶長元和之時、
循亂初平、百度草々、帝早知道必由學、草莽遺逸如松永昌三
等、皆破格名對、問聖學之要、時或頒宸奎以寵異焉、是其所以
撥亂反正再光帝道也、今此三大字、神腕天運、日赫月潤、光
耀奪目、不可遁觀也、非臣庶所宜妄意稱贊、謹記其來由如此、

爾來赤塚芸庵の事蹟を知りたいものど心懸けて居たが、偶然にも赤塚氏の遺族が今尙ほ京都に住し家に後水尾天皇の三大字の宸翰を始め奉り芸庵自筆の寸長庵日記をも傳へて居ることを聞き、やが

て之を見ることを得た。其後地下家傳を見て芸庵の官歴を知り、又芸庵の本家なる藤森神社の社掌藤森長治氏を訪て芸庵が後水屋天皇の旨を承つて同社に納めた自筆の祝詞二通及び從五位下の口宣案を見、要法寺では其手づから寫した大學億の一書を發見し、又吉田社の舊社家であつた鈴鹿義鯨氏の藏せらるゝ芸庵が吉田梵舜の本を以て校合した日本書紀を見、最近には岩橋元柔氏から其家藏の非藏人家傳及び非藏人座次總次第の寫を得て略此隠れたる學者の學問經歷を詳かにすることが出來た。

芸庵は名は正賢といつて、藤森の神主兵部少輔春原正成の男であるが、後年出で、赤塚氏を立てた。寛永四年二月十一日年僅に十四歳にして内の非藏人に召出だされ、知行六十石、三人扶持を賜はつたのは抑彼れが後水屋天皇に御奉公申上げた最初であつて、同六年十一月八日天皇御讓位の時より

仙洞に候し、慶安二年七月三十日上北面を聽され從五位下に叙し、肥前守に任ぜられた。明曆四年五月六日上皇御落飾の日彼れも御相伴を仰付けられて出家を遂げ、名を正隅と改め、芸庵と號し、法衣を着けて勤仕することゝなつた。延寶八年八月十九日法皇崩御の後男正逸に讓つて致仕し爾來八十の長壽を保つて元祿五年二月八日に卒した。斯くて彼れは前後五十四年の間後水屋天皇の御側近く奉仕して御信任を蒙つたのであるが、死後は又特に泉涌寺の山上に葬る事を許された。(室高田氏も夫の死後十一日で其後を遂うて芸庵の墓側に葬られて居るが、子正逸よりは新熊野の芳春寺に葬られたことは同氏の過去帳に見わる) 芸庵は寛永十二年伏原賢忠卿の門に入つて經書を學び(家傳)下冷泉爲景に就いて詩を學んだ。(寸長庵日記) 又深く國文、和歌を嗜し、其日記は漢文の間になだらかな國文を交へて書かれ、和歌俳諧をも

挿まれて居る。されば屢御前詩歌會の席にも召され居る。

公卿の學風

れたが、其の日記にも、宿直の夜御下問になつた漢文の出典を言上して、早くも勸進しつるものかなどの御褒めに預かり、又元旦始筆の詩を獻じて面目を施したことなどが見れる。

明曆四年二月九日芸庵は御前に召されて始めて孟子の初篇を進講したが、上皇には御感の餘りに大學の一句なる止至善の三大字を御染めになつて彼れに賜はつた上に、子孫に文學を修行させよとの難有御詞さへ下されたと家傳に見れる。延寶三年其子正逸の出仕を聽されたのも其思召に出でたことであらう。此三大字の宸翰を拜して感奮したものは獨り芸庵ばかりではなかつたであらう。當時非藏人には諸社の祠官及び其子弟等も多く召されたものであるが、中には學にいそしんで名をなしたものもある。此宸翰を上木した橋本經亮も其一人であつて、一流の有職古實家として聞こえて

居る。されば此の時期に於ては朝臣も競うて學問に親んだこと、前後に多く類を見出さぬ程盛んなものであつた。彼等の日記を見ると、五攝家を始め朝臣の間には圖書の貸借が頻りに行はれ、公家外には武家の藏書家として知られた尾張義直、水戸光圀の兩卿とも亦同様であつた。二條家の如きはそれらの書籍を寫すが爲めに筆工が幾人か（日に依つて一人の事もあれば、七八人から十一人に及んで居る）連日參つて居たものである。（二條殿日記）今も舊公家華族の家本に他家の藏書印を捺されたのを時々見かけるのは此頃借用の儘返さず仕舞になつたのもあるではなからうか。

殊に注意すべきは此時期の公卿の學問講である。これは朝臣が同好者を誘ひ合つて自邸に師を請じ漢籍の講釋を聽くとをいつたもので、周易なれば

易講ともいつたのである。今主として公卿の日記に據り寛永頃の學問講の二三を舉げて見ると、近衛家の中庸(寛永八年)杜子美(同十三年)周易(同十七年)蒙求(同年)二條家の尙書(同七年)一條家の論語(同十八年)西園寺家(同四年)徳大寺家(同十年)平松家(同年)難波家の論語(同九年)徳大寺家の周禮(同十九年)平松家の孟子(同四年、六年)孫子(同八年)飛鳥井家の史記(同四年)日野家の詩經(同十九年)等があつた。其請待された儒者には

條家で尙書を講じて居る。其他蒲田屋徳庵は寛永四年飛鳥井家で史記を講じ、キ庵は同九年西洞院家で老子を講じて居る。

民間の學者が少くなかつたが、其中には後世には名も事蹟も傳はらぬ人々も交つて居る。懼窩門には松永昌三は寛永十七年大覺寺宮で中庸を講じて居り、同四年から六年にかけて平松家で孟子を講じ、同八年には同家で孫子を講じて居り、同十年徳大寺家で論語を講じて居た。堀正意は近衛家で寛永八年に中庸を、同十三年に杜子美を、同十七年に易を講じて居る。朝山意林庵も亦同七年二

諸卿の熱心は其家に師を請するばかりでなく、又坊間の師家にも就いて學ばんだ。意林庵は寛永五年に御靈社で書經を講じ、同八年六月十四日には自邸で春秋を講じたが、朝臣は誘ひ合つて聽講に參つて居る。又大福庵は寛永五年三月十八日、同六年十二月三日、同十一年十月七日、十二月八日(十二年五月十三日に終了して居る)に周易を講じて居ることが見えるが、これも亦同様で、中には公卿の發起したこともある。

是等の學問講の聽講者の中に舟橋、伏原の如く明經の儒者の加はつて居たことは前に説いた秀賢朝臣の事蹟と併せ見て最も興味あることで、時庸卿記寛永七年八月四日の條に於二條殿有尙書講尺意林庵講述始而聽聞、舟橋同道と見え、同八年月正

月廿九日の條に招昌三、閔孫子講尺、今日發端、聽衆久我、舟橋、伏原民部、施藥院等と見ゆるが如きは其一例である、彼等の中には此學問講を終へて出仕して居るものもある。同書寛永五年十二月十日の條に、東園學問講より直に參内とあるのがそれである。然るに同書寛永五年二月二十三日の條に於櫛笥羽林學問講あり、書拔共猷禁中と見ゆ、同十一月二十五日の條に於四條學問講、書入備叡覽、予持參と見ゆて其席の書拔や書入を天覽に供して居るのを見ると、後水尾天皇の旨を承けて學問講に出席したのではないかと疑はれ従つて民間の儒士の聖鑑に入つて進講の恩命に接したのは此徑路よりしたのもあらうと思はれ、又縱し進講の事はなくとも、其學説は是等の聽講者より自然雲の上に迄聞わ上げたこともあらうと察せらるゝ次第である。

上來論證したところに據つて余輩は此時期に於け

る皇室を中心とした公家側の學問に對する進取的意氣の一般に非常に旺盛であつたことを見、特に明經の儒の儒風を見るにつけ、これを時代傾向と聯想して從來の一般的誤解を根柢より覆し得ると同時に文藝復興の現實が決して偶然でなかつたことを知り、殊に皇室が其中心となられ否寧ろ其先驅となられつゝあつた事が文藝復興をして深き意義あらしめる所以であると思ふものもである。

- 一 法橋法眼などには醫者も成事にて候へば公家入道なみに昇殿仕候へし勅諭にて公家入道に成參内申候事
- 一 參内ノ日御引廻にて被召連候ハ前攝政殿左大臣殿御同道には關白殿も御參是ハ我等御同道にては無之候
- 二 後殿御同道にて候
- 一 御肝煎衆ハ山本宰相殿伏原三位殿小倉中將殿
- 一 講釋之時は御前ニハ關白殿左大臣殿前接政殿其末座
- ニ 我等其次の間に公卿殿上人廿人餘嘴成事可有推量候

(朝山意林庵書狀の一節)